

改正子ども・子育て支援法上、認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるには、

子ども・子育て支援法第19条第2号又は3号の認定(以下「2・3号認定」という。)を受ける(同時に行われることが多い保育所等の利用申し込みを行う)ことのみならず、

施設等利用給付のための認定(以下「新2・3号認定」という。)を受けることも認められている。

これは、保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、保育所等の利用申し込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する者についても、公平性の観点から、無償化の対象とすべき等の趣旨によるもの。

一方で、「保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者」を無償化の対象とするという骨太の方針の記載などを踏まえ、保育所等の利用申し込みを行わず、施設等利用給付の認定のみを申請する者についても、利用申し込みを行わなかった理由を把握し、保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましい。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)抄

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

このため、施設等利用給付の認定のみを申請する者(幼稚園利用者を除く。)からは、保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を申請時に添付させることとする。(認定参考様式その9参照)

これにより、地方自治体が、保育所が希望されない理由を把握することができるため、例えば、希望する保育時間が夜間帯の者が多かった場合には、夜間保育所の整備につなげるなど、利用者ニーズに合わせたきめ細やかな保育提供体制の一助とすることにもつながる。

上記の対応に加えて、施設等利用給付の申請手続きに当たって、自治体の選択により、まずは保育所等の利用を促すことも可能である(法律上はあくまでも保護者に対する行政指導という位置づけ)。

() 例えば、自治体において、3歳から5歳までの子どもについては、子どもの育ちの観点から集団保育が望ましく、ベビーシッターによる1対1保育は可能な限り避けるべきと考えているような場合、自治体の判断で、ベビーシッターを利用する前に、まずは保育所に申し込み、入所できなかった場合に利用いただくという運用とすることが可能。